

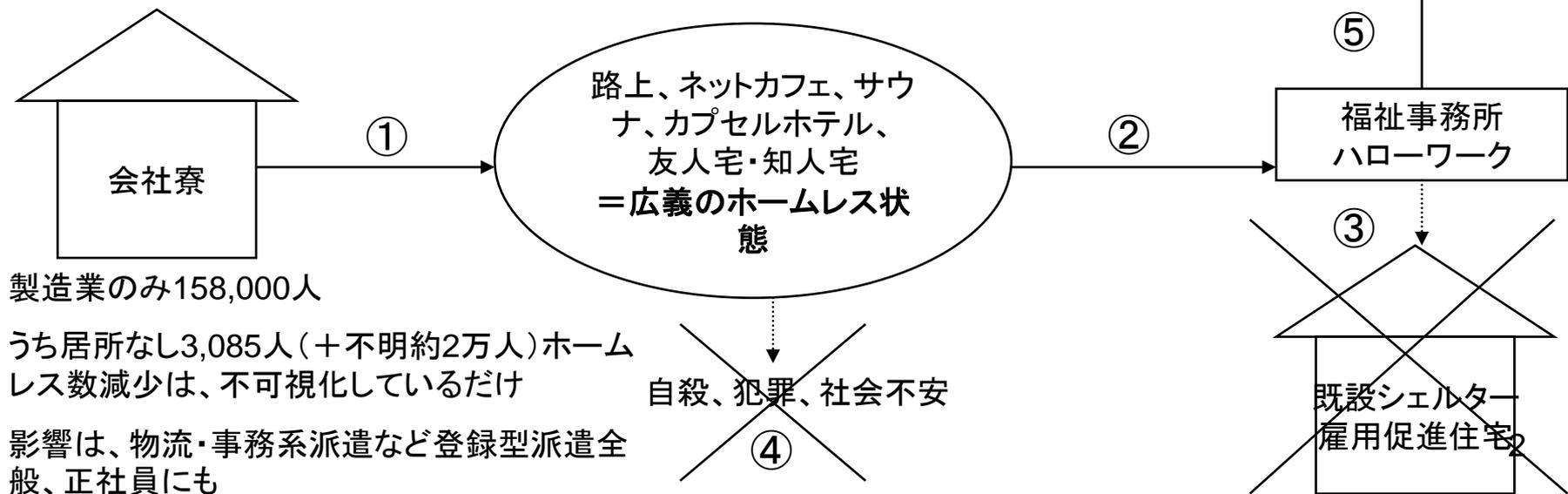
# 派遣村から見た日本社会

湯浅誠

(反貧困ネットワーク事務局長／  
NPO法人もやい事務局長)

# 貧困対策を雇用対策のパッケージに含めてください

- 1) 求職活動・雇用保険・就職安定資金貸付・生活保護申請後審査期間中の居所 → 住民票は、上記の諸施策のみならず、選挙権他さまざまな諸権利のフック。住民票を失うと市民権を失いかねない。
- 2) 自治体は集中の懸念+住民票要件で、流動化された雇用には対応できない → 住宅確保に限界
- 3) 名古屋市は、元会社寮を5ヶ所280人分確保して(宿泊費・食費・水光熱費で月額95,000円)、生活保護費で対応。原則2ヶ月でアパートに転宅。
- 4) 会社寮を出さなければ賃料相当額を国が補助(実績3600件超) → より強いインセンティブ(1.5~2倍)を大家に与えることで国が直接確保することが望ましい(月額10万円×1万戸=10億×6ヶ月=60億円)
- 5) 当座の生活費・行動費として、生活保護申請者には5万円、他施策手続き中の者には10万円のつなぎ融資(社会福祉協議会「緊急小口貸付制度」)の特例適用(要件緩和必要)(5万円×5,000人+10万円×5,000人=7億5千万円)



【今の社会は、すべり台  
社会】

~~教育費かけてもらう  
勉強できる家族・住環境  
子どもの貧困~~

貧困の世代間連鎖  
低い公的教育費

非正規労働の拡大  
派遣・期間工切り

~~労働して生活できる~~

使えない緊急小口資金貸  
付

~~つなぎ融資~~

~~雇用保険~~

未加入者1000万人  
超？

~~生活保護~~

水際作戦

NOといえない  
労働者

貧困の固定化 → 少子化

すべり台社会

平成 20 年 10 月分給与

03001 17 1 9:00 4 30 12:30

勤務 出勤 休業

基本給	122400	残業手当	3610	休業手当	17000	皆勤手当	8500	支給額	149585
控除	297	雇用保険	897	健康保険	2880	厚生年金	1733	所得税	149585
控除	297	雇用保険	897	健康保険	2880	厚生年金	1733	所得税	149585

ステップアップ給増内容公開中！自己控除とは？控除の中身がらば？新たな給付から共に学んまいたし  
まう！参加受付中！(要領) 社会保険・報酬額が改定されました。詳しくはクラブタイムにて。

【08年10月】

出勤17日、休日出勤1日、残業3時間、時短12時間

基本給122,400、残業手当3,610、時短減額11,550、休業手当17,000、皆勤手当8,500 → 支給額149,585

雇用保険897、所得税2,880、作業服他1,733、寮個人負担56,000、仮払金53,700 → 控除合計115,210

差引支給額34,375 ( + 仮払金 = 88,075 )

平成 20 年 11 月分給与

03001 17 1 9:00 4 30 12:30

勤務 出勤 休業

基本給	144000	残業手当	15642	休業手当	12320	皆勤手当	10000	支給額	185447
控除	1112	雇用保険	1112	健康保険	4000	厚生年金	3485	所得税	185447
控除	1112	雇用保険	1112	健康保険	4000	厚生年金	3485	所得税	185447

年末調整用の書類を封入しています。同封の返信封筒をお忘れなく提出を！11/25必着！詳しくは同封の案内文を参照。不明な点はご遠慮なくサポートセンター0120-043-450まで。

【08年11月】

出勤20日、普通残業13時間、休業2日

基本給144,000、残業手当15,642、休業手当12,320、皆勤手当10,000、非課税交通費3,485 → 総支給額185,447

雇用保険1,112、所得税4,000、寮費・寮個人負担62,903、仮払金45,000 → 控除合計114,015

差引支給額71,432 ( 116,432 )

平成 20 年 12 月分給与

03001 7 1 9:00 4 30 12:30

03001 5 1 9:00 4 30 12:30

勤務 出勤 休業

基本給	90400	残業手当	1485	休業手当	43120	役職手当	5000	支給額	158465
控除	950	雇用保険	950	健康保険	7380	厚生年金	13815	所得税	158465
控除	950	雇用保険	950	健康保険	7380	厚生年金	13815	所得税	158465

H21年分扶養控除申告書を同封の方は、12/25迄の提出をお忘れなく！モノ類等の改定も、各種控除を郵便受付開始 1075-344-1100、110@kellam.co.jpでも可「クラブタイムにて

【08年12月】

出勤12日、残業1時間、役職手当5、休業7日

基本給90,400、残業手当1,485、休業手当43,120、役職手当5,000、皆勤手当6,000、他支給10,000、非課税交通費2,460 → 総支給額158,465

雇用保険950、健康保険7,380、厚生年金13,815、所得税2,350、介護保険1,017、寮費63,000、仮払金・臨時貸付38,000 → 控除合計126,512

差引支給額31,953 ( 69,953 )

## 【雇用保険制度から落ち込んでしまう人たちがいる】

### 失業手当(基本手当)の受給資格の見直し案

現行		被保険者期間 6カ月未満	被保険者期間 6カ月以上12 カ月未満	被保険者期間 12カ月以上、 雇用期間3年 未満	雇用期間3年 以上
解雇・倒産		×	○	○	○
期間労働者の 雇い止め	更新明示あり	×	○	△	○
	更新明示なし	×	×	△	○

↓

見直し後		被保険者期間 6カ月未満	被保険者期間 6カ月以上12 カ月未満	被保険者期間 12カ月以上、 雇用期間3年 未満	雇用期間3年 以上
解雇・倒産		×	○	○	○
期間労働者の 雇い止め	更新明示あり	×	○	○	○
	更新明示なし	×	今後3年間○	今後3年間○	○

○=給付日数90~330日    △=給付日数90~150日    ×=給付なし  
(厚生省審議会の資料を基に作成)

2009年1月12日産経新聞より

雇用保険について、詳しく調べてみたい。そう思っていた昨年暮れ、製造業の派遣社員を中心に大規模な雇用不安が起きた。「今、やるしかない」。意気揚々と取材を始めた。「声を聞かせてくれる労働者には事欠かないだろう」。そんな目算もあった。

ところが、取材は難しかった。他のメディアと取材先が競合したことも理由だが、「雇用保険以前の手助けが必要」な失業者が多かったことが大きい。

一般的なケースは「寮付きの仕事をなくし、住むところを失い、所持金がわずか…」というもの。半ばホームレス化した彼らは日々の食費もままならない。まれに失業手当の受給要件を満たしても、「手続きに必要な写真代もない」。雇用保険まで行き着かないのが現実だった。

取材したある識者は「正社員がやめた場合は貯金もあり、しばらくは生活もできる。だからこそ手当や職業訓練を受けられ、再雇用のレールに乗っていく。今回のように、非正規社員が同じレールに乗るにはもっと、あれもこれもしてあげないと…」ともらした。雇用保険以前に、生活保護や、低所得者を対象にした貸付金制度を組み合わせるなど、重層的支援が必要では、と感じた。

雇用保険の仕組みをテーマとした今回は、彼らの生活を詳細には取り上げなかった。それだけに、どことなく不完全燃焼な部分がぬぐいきれない。(佐久間修志)

2009年1月16日産経新聞より

## 【借りづらい緊急小口貸付】

ある社協職員からの提言 2009, 1, 13

社会福祉協議会が行っている貸付事業には大きく分けて3つあります。

この「①生活福祉資金貸付」事業はもともと昭和30年代から世帯を単位とした貧困世帯向けの支援であり、平成になって各自治体の行う独自事業を網羅してできたものが、「②緊急小口支援資金」「③離職者支援資金」の制度となります。

ところが、生活困窮世帯向けの支援策のはずが、それぞれに貸付件数は少なく、東京都全体で年間①生福923件、②緊急390件(07年9月～08年3月)、③離職59件(05年度:232件、06年度102件)です。

ある社協では、年間相談件数総計789件のうち、貸付件数10件足らず。

どうしてか？ それは、貸付の段階“貸付の入り口”と“出口”に問題があるからだと思います。

本人の問題だけじゃない！！

○貸付そのものの全体像の広報不足、貸付体制の不備

○償還は計画的返済という名の「自立への階段」のはずが、返済状況に対してのサポート、就職支援がセットされていない！！

「生活福祉資金制度を生かす！！にはどうしたらよいのだろうか??」

生活に困ったら、即「生活保護」だけだろうか？

公的な貸付制度は、本来、助け合いの精神に基づいたセーフティーネットである。償還とは自立に向けた計画的な段階的支援とセットでなければならないはずだ。

《打開策》

生活保護(生活福祉課)の前に生活福祉資金《セーフティーネット》

就職支援(ハローワーク)と連携しての生活福祉資金《就職サポート》

貸付受付から償還までが生活福祉資金《福祉的サポート》

「本人とその世帯の責任と自覚」とともに

「社協職員の支援の意識改革と具体的な運用の見直し」が必要

……案)派遣切りされた労働者への離職者支援資金の適用

【貧困対策として、シェルターを始めとした諸施策が必要(右側)。その上で、防貧的な諸施策(すべり台に階段をつける)が必要(左側)】

教育費かけてもらう  
勉強できる家族・住環境  
子どもの貧困

教育・住宅

労働して生活できる

「派遣切り」防止・派遣法改正

要件緩和

つなぎ融資

雇用保険

NOといえる  
労働者

有期雇用との整合性

アパート

生活保護

生活保護

利用しやすく自立しやすい

緊急小口貸付

シェルター＋総合相談

